
北 部 し 尿 処 理 セ ン タ ー
長 期 包 括 運 営 事 業
要 求 水 準 書

令和 4 年 4 月 11 日

(第 1 回変更：令和 4 年 5 月 2 日)

大曲仙北広域市町村圏組合

北部し尿処理センター長期包括運営事業 要求水準書

目 次

第1章 総則	1
第1節 事業概要	1
第2節 基本事項	1
1.2.1 事業名称	1
1.2.2 事業実施場所	1
1.2.3 事業内容	1
1.2.4 対象施設	2
1.2.5 事業期間等	2
1.2.6 業務範囲	3
1.2.7 処理対象物	3
第3節 事業要件	4
1.3.1 一般事項	4
1.3.2 要求水準書等の遵守	4
1.3.3 関係法令等の遵守	4
1.3.4 組合及び官公庁等の指導等	5
1.3.5 官公庁等への申請	5
1.3.6 組合及び官公庁等への報告	5
1.3.7 組合等による検査等	6
1.3.8 関連事業等への協力	6
1.3.9 保険への加入	6
1.3.10 許認可等の取得	6
1.3.11 基本性能	6
1.3.12 事前準備	6
1.3.13 公害防止基準	6
1.3.14 用役条件	9
1.3.15 特定調達品の調達	10
1.3.16 車両・重機等	10
1.3.17 災害発生時等のし尿等の処理	10
1.3.18 事業期間終了時の取扱い	10
1.3.19 要求水準書記載事項	11
1.3.20 契約金額の変更	11
第2章 運営	12
第1節 運営条件	12
第2節 組織計画の作成及び人員の配置	12
第3節 計画書及びマニュアルの作成と提出	12
第4節 運営体制	12
第5節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備	13
第6節 防災管理体制の整備	13
第7節 連絡体制の整備	13
第8節 施設保安体制の整備	14
第3章 運転管理業務	15
第1節 本施設に係る運転管理業務	15
3.1.1 本施設の運転管理	15
3.1.2 運転条件	15
3.1.3 適正運転	15
3.1.4 運転計画の作成	15
3.1.5 運転管理マニュアル	15

3.1.6	受付管理	15
3.1.7	受付時間	16
3.1.8	運転条件	16
3.1.9	適正処理	16
3.1.10	最終処分場への搬出	16
3.1.11	性状分析等	17
第4章	施設保全業務	18
4.1.1	施設保全	18
4.1.2	備品・什器・物品・用役の調達計画及び管理	18
4.1.3	備品・什器・物品・用役の事業期間終了後の取扱い	18
4.1.4	施設の基本性能の維持	18
4.1.5	施設の点検管理	18
4.1.6	点検・検査計画	18
4.1.7	点検・検査の実施と報告	19
4.1.8	水槽清掃	20
4.1.9	補修計画の作成	20
4.1.10	補修の実施	20
4.1.11	施設の保全	21
4.1.12	更新計画の作成	21
4.1.13	更新工事の実施	22
4.1.14	改良保全	22
4.1.15	清掃	22
4.1.16	建築物の機能維持と点検管理	22
4.1.17	付帯設備の機能維持と点検管理	22
4.1.18	施設見学者等への対応	23
4.1.19	窓口対応	23
4.1.20	帳票類の管理及び記録の保存	23
4.1.21	各種調査票の作成協力	23
4.1.22	地域振興	23
4.1.23	その他	24
4.1.24	公害防止監視装置の管理	24
4.1.25	ダイオキシン類ばく露防止対策	24
4.1.26	見学者ホール・通路の案内展示設備	24
第5章	環境管理業務	25
5.1.1	環境保全基準	25
5.1.2	環境保全計画	25
第6章	資源物管理業務	26
6.1.1	資源物の管理	26
第7章	情報管理業務	27
7.1.1	運転記録報告	27
7.1.2	点検・検査報告	27
7.1.3	補修・更新報告	27
7.1.4	環境管理報告	27
7.1.5	作業環境管理報告	27
7.1.6	資源物管理報告	27
7.1.7	施設情報管理	27
7.1.8	その他管理記録報告	27
第8章	安全管理業務	28
第1節	安全衛生管理・作業環境管理	28
8.1.1	安全衛生管理	28
8.1.2	作業環境管理基準	28
8.1.3	作業環境管理計画	28
第2節	防災管理	29

第3節 施設保安全管理	29
第9章 人事管理業務	30
9.1.1 従業員に対する教育訓練	30

用 語 の 定 義

No.	用 語	定 義
1	組合	大曲仙北広域市町村圏組合をいう。
2	組合圏域内	組合を構成する大仙市、仙北市及び美郷町の管内をいう。
3	本事業	北部し尿処理センター長期包括運営事業をいう。
4	本施設	大曲仙北広域北部し尿処理センターをいう。
5	実施方針	「北部し尿処理センター長期包括運営事業 実施方針」をいう。
6	計量棟	本件施設敷地内にある計量棟をいう。
7	事業準備期間	受託者が本件施設の運転等の引き継ぎに要する準備期間である事業契約締結後から令和5年3月31日までの期間をいう。
8	事業期間	令和5年4月1日から令和15年3月31日までの期間をいう。
9	事業期間等	事業準備期間及び事業期間から構成される約10年3ヶ月間をいう。
10	乖離請求期間	運営事業者が本施設にかかる募集要項等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を証明した場合、これら乖離に基づく費用負担を組合へ請求できる期間であり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。
11	募集要項等	本事業における応募者の募集に際して公表する募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）などの資料を総称していう。
12	募集要項	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部し尿処理センター長期包括運営事業 募集要項」をいう。
13	要求水準書	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部し尿処理センター長期包括運営事業 要求水準書」をいう。
14	基本協定書（案）	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部し尿処理センター長期包括運営事業 基本協定書（案）」をいう。
15	事業契約書（案）	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部し尿処理センター長期包括運営事業 事業契約書（案）」をいう。
16	優先交渉権者選定基準	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部し尿処理センター長期包括運営事業 優先交渉権者選定基準」をいう。
17	様式集	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部し尿処理センター長期包括運営事業 様式集」をいう。
18	価格提案書	募集要項等の記載に基づいて応募者が提出した価格提案書をいう。
19	技術提案書	募集要項等の記載に基づいて応募者が提出した技術提案書をいう。
20	提案書等	価格提案書及び技術提案書を総称していう。
21	選定委員会	大曲仙北広域北部廃棄物処理施設長期包括運営事業に係る事業者選定委員会をいう。
22	応募希望者	本事業に応募を希望するものをいう。
23	応募者	応募希望者のうち、応募資格審査を通過した者をいう。
24	優先交渉権者	選定委員会の審査結果を踏まえ、応募者の中から選定された者をいう。
25	運営事業者	組合と事業契約を締結した者をいう。
26	代表企業	応募者が共同企業体の場合、応募者を代表する企業であって、本事業に係る募集に対して応募手続き等を行うものをいう。

第1章 総則

北部し尿処理センター長期包括運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、大曲仙北広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が、北部し尿処理センター長期包括運営事業（以下「本事業」という。）を実施する運営事業者に対して要求する業務水準を示すものである。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務等については要求水準書に明記されていない事項であっても、運営事業者の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

第1節 事業概要

本事業は、仙北市から排出されるし尿、浄化槽汚泥及び農・林集排汚泥（以下「し尿等」という）を適正に処理するため、北部し尿処理センター（、以下「本施設」という。）の運転、保全（点検、補修、更新、部品調達等）を含めた包括的な運営業務を事業期間にわたって実施するものである。

運営事業者は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入されるし尿等を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、運営事業者の提案による創意工夫のもと、業務の水準を確保しつつ効率的な運営を行うものとする。

第2節 基本事項

1.2.1 事業名称

北部し尿処理センター等長期包括運営事業

1.2.2 事業実施場所

北部し尿処理センター : 仙北市角館町藺田古川 37-3

1.2.3 事業内容

本事業における業務は、北部し尿処理センターに関する運転管理業務、施設保全業務、環境管理業務、資源物管理業務、情報管理業務、安全管理業務、人事管理業務である。詳細は別表1に示す。

1.2.4 対象施設

本事業における対象施設の概要は表 1 のとおりである。

表 1 北部し尿処理センターの概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域北部し尿処理センター
所在地	秋田県仙北市角館町藺田古川 37-3
施設規模	60kL/日 (し尿：35kL/日＋浄化槽汚泥：17 kL/日＋農・林集排汚泥：8 kL/日)
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋リン回収方式
資源化方式	リン回収 (HAP システム)
竣工年月	2009 年 3 月
設計・施工	アタカ大機株式会社 (現：日立造船株式会社)
現在の運営形態	定期運転委託 ※修繕工事は別途各年度発注
現在の運営事業者	日立造船株式会社
現在の運営委託期間	2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間)

1.2.5 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間及び事業期間は次のとおりとする。

運営事業者は、事業準備期間において、現在の運営事業者から本施設の運営業務を引継ぐものとする。

- ・ 事業準備期間

事業契約締結後から令和 5 年 3 月 31 日までの約 3 ヶ月間

- ・ 乖離請求期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間

- ・ 事業期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年間

1.2.6 業務範囲

本事業における運営事業者の業務範囲の概要は、以下のとおりである。

【業務範囲】

- ・ 運転管理業務
- ・ 施設保存業務
- ・ 環境管理業務
- ・ 資源物管理業務
- ・ 情報管理業務
- ・ 安全管理業務
- ・ その他関連業務
- ・ 付帯業務

1.2.7 処理対象物

本事業における処理対象物は、仙北市から搬入されるし尿等である。

第3節 事業要件

1.3.1 一般事項

運営事業者は、本事業を実施するに当たり、本施設が組合の循環型社会形成を推進する主要施設であること、また、住民の理解を得た上で運営されていることを十分自覚した上で以下の事業要件を遵守し、適正な運営に努めること。

(1) 搬入物の適正処理

施設の基本性能を発揮させ、本施設に搬入されるし尿等を常に滞ることなく適正に処理すること。

(2) 適正な運営

施設を安定的かつ適正に稼働させ、住民に安全・安心を与えられる運営に努めること。

(3) 環境の保全

地球環境、地域環境の保全と環境負荷の低減に十分配慮すること。

① 公害防止への配慮

② 省エネルギー対策の実践

(4) 安全の確保

本施設内における災害を防止するとともに、従業者や見学者等の安全を確保すること。

① 火災や爆発などの施設における災害の発生防止

② 労働災害の発生防止と従業者及び見学者等の安全確保

③ 防犯体制の整備

(5) 経済性への配慮

本施設の運営を行うに当たり、効率的かつ効果的な事業運営が行えるよう配慮すること。

① 長期的視野に立った事業運営の確立

② 事業運営体制の効率的な運用

(6) 適切な事業計画の立案

本事業が10年にわたる長期契約であることに十分配慮し、安定した事業継続が図られるよう適切な事業計画を立案すること。

① 長期にわたり安定した経営計画・事業収支計画の作成と実施

② 適切なリスク管理計画の作成と実施

③ 安定継続のための信用補完手段の確保

1.3.2 要求水準書等の遵守

運営事業者は、事業期間中、要求水準書、事業契約書等に記載される要件を遵守すること。

1.3.3 関係法令等の遵守

運営事業者は、事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」

「ダイオキシン類対策特別措置法」その他の関係法令等を遵守すること。主な関係法令は表 2 のとおりである。

表 2 関係法令等

法令等	法令等
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・都市計画法 ・建築基準法 ・建設業法 ・消防法 ・道路法 ・道路交通法 ・下水道法 ・水道法 ・環境基本法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・肥料取締法 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・航空法 ・電波法 ・有線電気通信法 ・電気事業法 ・電気工事士法 ・電気用品取締法 ・計量法 ・事務所衛生基準規則 ・危険物の規制に関する規則・政令 ・毒物及び劇物取締法 ・労働者派遣法 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律	・特定化学物質等障害予防規則 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ・高圧ガス取締法 ・一般高圧ガス保安規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・電気設備に関する技術基準 ・電気工作物の溶接に関する技術基準 ・クレーン等安全規則 ・クレーン構造規格 ・クレーン過負荷防止装置構造規格 ・電気機械器具防爆構想規格 ・溶接技術検定基準（JISZ3801） ・圧力容器構造規格 ・日本産業規格（JIS） ・日本農林規格（JAS） ・電気規格調査会標準規格（JEC） ・日本電気工業会標準規格（JEM） ・電線技術委員会標準規格（JCS） ・日本油圧工業会規格（JOHS） ・内線規程 ・電気供給規程 ・ゴンドラ安全規則 ・地方自治法 ・グリーン購入法 ・特定フロンの排出抑制・使用合理化指針 ・汚泥再生処理センター性能指針 ・秋田県及び組合の条例・規則等 ・その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等

1.3.4 組合及び官公庁等の指導等

運営事業者は、事業期間中、組合及び関係官公庁等の指導等に従うこと。

1.3.5 官公庁等への申請

運営事業者は、組合が行う本施設の運営に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を作成・提出すること。なお、運営に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

1.3.6 組合及び官公庁等への報告

運営事業者は、本施設の運営に関して、組合及び官公庁等が要求する報告、記録、資料提供等に速やかに対応すること。なお、所轄官公庁からの報告、記録、資料提供等の

要求については、組合の指示に従うこと。

1.3.7 組合等による検査等

運営事業者は、組合等が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営全般に対する立ち入り検査等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

1.3.8 関連事業等への協力

運営事業者は、本事業実施箇所及び周辺で組合及び関係団体が行う事業等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

1.3.9 保険への加入

運営事業者は、事業期間中、本事業の運用上必要と考える保険に加入すること。保険金額等については、運営事業者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、組合と協議の上決定すること。

1.3.10 許認可等の取得

運営事業者は、事業準備期間に本事業を実施するにあたり必要とされる許認可等を取得すること。

1.3.11 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、本施設がその設備によって備え持つ施設としての機能、能力及び効率であり、「実施設計図書」及び「引渡性能試験報告書」ほか「閲覧に供する参考資料で示される竣工関連図書」において保証される内容である。運営事業者は、適切な運営により当該基本性能を維持すること。

1.3.12 事前準備

運営事業者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を作成するものとする。運営事業者は学習計画書に従って、事業準備期間において、現在の運営事業者からの引継、運転人員の採用、トレーニングなどの運営開始のための必要な準備業務を必要に応じて現在の運営事業者の協力を得ながら行うこと。

また、運営事業者は、事業期間開始までに、運営業務に係る運営マニュアル、運営計画及び修繕計画（これらをまとめて、以下「事業実施計画書」という。）を作成するものとする。

1.3.13 公害防止基準

本事業における本施設の公害防止基準は、以下に示すとおりである。

（１）放流量

90 m³/日平均 以下

(2) 放流水水質

次の自主規制値とする。

表3 放流水の排水基準

項 目	規制値
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/L 以下
化学的酸素要求量 (COD)	30mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	10mg/L 以下
全窒素含有量 (T-N)	10mg/L 以下
全リン (T-P)	1mg/L 以下
色度	30 度以下
大腸菌群数	100 個/mL 以下

(3) 悪臭基準

① 特定悪臭物質による規制 (悪臭防止法第四条第一項による規制基準)

ア 敷地境界線の地表における規制基準 (1号規制)

臭気強度 2.5 に相当する次の自主規制値とする。

項 目	規制値
アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソバレールアルデヒド	0.003 ppm 以下
イソブタノール	0.9 ppm 以下
酢酸エチル	3 ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
トルエン	10 ppm 以下
キシレン	1 ppm 以下
スチレン	0.4 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
イソ吉草酸	0.001 ppm 以下

イ 排出口における規制基準 (2号規制)

臭気強度 3 に相当する次の自主規制値とする。

なお、排出口において規制の対象となる特定悪臭 13 物質の濃度が許容限度を十分満足していることを、次の式に基づいて確認すること。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot C_m$$

ここで、 q ; 各悪臭物質の流量 ($\text{m}^3\text{N}/\text{時}$)

H_e ; 補正された排出口の高さ (m)

C_m ; 1号規制の各悪臭物質の自主規制値濃度 (例: アンモニア 1ppm)

項 目	規制値
アンモニア	2 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.004 ppm 以下
硫化水素	0.06 ppm 以下
硫化メチル	0.04 ppm 以下
二硫化メチル	0.03 ppm 以下
トリメチルアミン	0.02 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.1 ppm 以下
スチレン	0.8 ppm 以下
プロピオン酸	0.07 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.002 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.002 ppm 以下
イソ吉草酸	0.004 ppm 以下

ウ 放流水の排出口における規制基準 (3号規制)

総理府令第23号 (排出水中の悪臭物質の規制基準) に基づくものとする。

放流水に含まれる悪臭物質濃度は、次の自主規制値とする。(表中臭気強度は1号規制に対応したもの)

項 目	規制値
臭気強度	2.5 相当
メチルメルカプタン	0.007 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.07 ppm 以下
二硫化メチル	0.1 ppm 以下

② 臭気指数による規制 (悪臭防止法第四条二項による規制)

ア 敷地境界線の地表における規制基準 (1号規制)

自主規制基準は次のとおりとする。

臭気指数 10 以下

イ 排出口における規制基準 (2号規制)

自主規制基準は次のとおりとする。

臭気指数 23 以下

上記を満足するとともに、実際に設定された、排出口の実高さ・口径、周辺最大建物の高さ、排出ガスの流量・排出速度等から、悪臭防止法施行規則に規定されている法第四条二項2号に係る関係式等により、1号規制で自主設定した臭気指数10を満足する排出口の臭気指数を設定し、その値以下であることを確認すること。

ウ 放流水の排出口における規制基準 (3号規制)

自主規制基準は次のとおりとする。

臭気指数 26 以下

(4) 排ガス基準

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、秋田県公害防止条例を満足するものとし、排ガス基準は次のとおりとする。

表 4 排ガス基準

項 目	法規制値※	自主規制値※
ばいじん濃度	0.15g/Nm ³ 以下	0.08g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物濃度	K 値 17.5 以下	500ppm 以下
塩化水素濃度	430ppm 以下	250ppm 以下
窒素酸化物濃度	250ppm 以下	200ppm 以下
ダイオキシン類濃度	10ng-TEQ/Nm ³ 以下	1ng-TEQ/Nm ³ 以下
臭気指数	-	30 以下

※O₂=12%換算

(5) 騒音基準

表 5 騒音基準

区 分	朝	昼	夕	夜
	6～8 時	8～18 時	18～21 時	21～6 時
基準値 (dB(A))	60	65	60	50

(6) 振動基準

表 6 振動基準

区 分	昼	夜
	8～19 時	19～8 時
基準値 (dB)	65	60

1.3.1.4 用役条件

(1) 北部し尿処理センター

① 給水

用水はすべて井水を使用する。

② 電気

受電方式は、交流 3 相 3 線式高圧 6,600V である。

(北部ごみ処理センター、北部し尿処理センターの 2 施設で 1 受電)

③ 電話

運営事業者用回線は、必要分を運営事業者自ら電話会社から新規に調達する。

④ 燃料

汚泥乾燥焼却設備の燃料として A 重油を使用する。

⑤ 薬剤

水処理、資源化、脱臭等に薬剤を使用する。

⑥ 油脂類

各設備、機器類等に使用する。

1.3.15 特定調達品の調達

運営事業者は、本施設の運營業務の実施において、「特定調達品のリスト」に示す本施設の工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品等（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。また、特定調達品に係る補修・更新工事等において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により、合理的な条件で調達することができるものとする。

上記に係わらず、運営事業者が自らの責任において施工企業以外から特定調達品を調達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。なお、この場合、運営事業者は、本施設の機能を維持できることを組合に説明するとともに、当該部品の調達先・調達時期等について報告すること。

1.3.16 車両・重機等

運営事業者は、本事業において必要な車両・重機等について、本施設の運転管理・施設保全に支障のないものを使用すること。

1.3.17 災害発生時等のし尿等の処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量のし尿等が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力すること。

1.3.18 事業期間終了時の取扱い

（1）事業期間終了時における施設の引渡し条件

組合は、事業期間終了後についても本施設を使用する予定であり、事業期間終了後も継続して使用することに支障がない状態とする。

引渡し条件については、事業契約書（案）も併せて参照のこと。なお、確認方法は次のとおりである。

① 事業期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を、組合の立会の下に実施する。なお、ここでいう「継続して使用する」とは、事業期間終了後の運営を担当する運営事業者（又は組合）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいう。

② 当該検査の結果、本施設を事業期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、組合は事業期間終了時の確認とする。また、当該検査の結果、本施設を事業期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。

a) 本施設の基本性能を満たしている。

b) 建物の主要構造部、仕上げ、設備機器等に、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

1.3.19 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本事業における基本的内容について定めたものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設の運営のために運営事業者が必要と判断し、提案した事項については、全て運営事業者の責任において実施すること。

(2) 図表の取り扱い

要求水準書の図表で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、本施設の運営のために運営事業者が必要と判断し、提案した事項については、全て運営事業者の責任において実施すること。

1.3.20 契約金額の変更

事業提案の提出後に、「1.3.19」により事業内容の変更があった場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

第2章 運営

第1節 運営条件

本事業の運営は、以下に基づいて行うものとする。

- (1) 募集要項
- (2) 要求水準書
- (3) 事業契約書
- (4) 各種質問回答書
- (5) 運営事業者が提案した書類
- (6) その他組合の指示するもの

第2節 組織計画の作成及び人員の配置

運営事業者は、事業期間開始までに、下記事項に基づいた全体及び施設別の人員配置計画を作成し報告すること。

- ① 運営事業者は、本施設の運転管理を適切に行うことが可能な人員配置を行うこと。
- ② 運営事業者は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。表7に主な資格を示すが、このほかに必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。なお、廃棄物処理施設技術管理者については、募集要項に示す応募資格要件を満足する者を配置すること。

表7 主な資格とその業務内容

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者(し尿処理・汚泥再生処理施設)	施設の維持管理に関する技術上の業務の実施及び施設を維持管理する事務に従事する職員の監督
第2種酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
危険物取扱者 乙種4類	危険物取扱作業に関する保安・監督
特定化学物質作業主任者	特定化学物質による汚染防止の指揮・監督
電気主任技術者(外部委託可)	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督
その他本施設運営管理に必要な資格者	—

第3節 計画書及びマニュアルの作成と提出

運営事業者は、事業期間開始までに、要求水準書及び提案書に基づき運營業務に係る運転教育計画、運転計画、運転管理マニュアル、施設保全計画(調達計画、点検・検査計画、補修計画、更新計画、清掃計画等)、環境保全計画、作業環境管理計画、安全作業マニュアル、防災管理計画、施設保安計画等(これらを総称して「事業実施計画書」という。)を作成し、組合の承諾を得ること。

第4節 運営体制

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運営体制を整備すること。

- (2) 整備した運営体制について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第5節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第6節 防災管理体制の整備

- (1) 運営事業者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本施設の防災上必要な組織等を整備し、管理者を配置すること。
- (2) 運営事業者は、整備した防災管理体制について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (3) 運営事業者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防災管理上、必要がある場合は、組合と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- (4) 運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (5) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合に承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。
- (6) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時には、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備すると共に、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。
- (7) 運営事業者は、整備した自主防災組織について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (8) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練等の結果については組合へ報告書を提出すること。
- (9) 運営事業者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を直ちに組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第7節 連絡体制の整備

運営事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合に承諾を得ること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第8節 施設保安体制の整備

- (1) 運営事業者は、本施設の保安体制を整備し、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (2) 運営事業者は、本施設内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- (3) 運営事業者は、夜間、休日等必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設に係る運転管理業務

3.1.1 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設の各設備を適切に運転し、搬入されるし尿等を関係法令、本施設における公害防止基準等を遵守し、運営事業者の責任と費用負担により適切に処理処分すると共に、経済的運転に努めること。

3.1.2 運転条件

(1) 場内車両動線

場内の車両動線については、別途組合の指示する動線を遵守すること。

(2) 公害防止基準

1.3.13 を参照のこと。

(3) 用役条件

1.3.14 を参照のこと。

3.1.3 適正運転

運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

3.1.4 運転計画の作成

(1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。

(2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。

(3) 運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、組合と協議の上、変更すること。

3.1.5 運転管理マニュアル

(1) 運営事業者は、施設の運転操作等に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定すると共に、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。

(2) 運営事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転の状況にあわせて随時改善すること。

(3) 運転管理マニュアルには、爆発・火災事故の発生防止対策等について定めること。

3.1.6 受付管理

(1) 運営事業者は、冬期間など、搬入車両が混雑し、本施設外まで車列が構成される場合には、誘導員を配置して適切に案内する等の必要な措置を講じること。

3.1.7 受付時間

本施設の受入時間は、計量棟における受付時間と同様、原則として以下のとおりである。その他、詳細な日時や時間については、組合と協議して決定するものとする。

表 8 受付時間

受付時間	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
休日の受入	原則として搬入なし。 ※繁忙期は臨時受け入れを行うこと。

3.1.8 運転条件

運営事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

(1) 処理対象物と年間処理量

表 9 処理対象物及び年間処理量

処理対象物	年間処理量 (令和 2 年度実績)
し尿	7,478.05kL/年
浄化槽汚泥	6,098.99kL/年
農・林集排汚泥	1,432.88kL/年
合計	15,009.92kL/年

(2) 計画性状 (建設時)

表 10 計画性状

項 目	単 位	し 尿	浄化槽汚泥	農・林集排汚泥
pH	—	7.9	7.3	6.7
BOD	mg/L	9,500	5,600	3,300
COD	mg/L	5,600	4,700	10,000
SS	mg/L	11,000	12,000	23,000
蒸発残留物質	mg/L	22,000	13,000	26,000
T-N	mg/L	3,100	980	1,800
T-P	mg/L	460	170	570
Cl ⁻	mg/L	2,400	520	38

備考) 各種性状について

し尿：汚泥再生処理センターの計画・設計要領の非超過確率 50%値

浄化槽汚泥：汚泥再生処理センターの計画・設計要領の非超過確率 75%値

農・林集排汚泥：仙北市における農・林集排汚泥実測値

3.1.9 適正処理

(1) 運営事業者は、搬入されたし尿等について、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。

(2) 運営事業者は、本施設より排出される沈砂、焼却残渣等が関係法令、公害防止基準を満たすように適切に処理すること。

3.1.10 最終処分場への搬出

- (1) 運営事業者は、本施設から排出される沈砂、焼却残渣等が、関係法令、本施設の公害防止基準を満たすことを定期的に確認し、本施設から組合が指定する最終処分場へ運搬すること。なお、汚泥は脱水・乾燥後、焼却処理し場外搬出、し渣は脱水後・細砂と併せて焼却処理し、場外搬出、沈砂は洗浄後に場外搬出すること。
- (2) 組合が指定する最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させないこと。

3.1.1.1 性状分析等

- (1) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。特に、水質、搬入し尿等の性状等については必要な日常管理項目を設定し、異常時に速やかに対応できるよう管理すること。
- (2) 本施設の運転管理等に当たり、下表に示す項目及び回数以上の測定の分析管理を実施し、記録、データの保存した上で市に報告を行うこと。なお、放流水の水質の検査結果には、月に1度以上の第三者機関による計量証明を要す。

表 1 1 測定項目及び頻度

対 象	項 目	頻 度	計量証明
除渣し尿、除渣浄化槽汚泥	pH、BOD、COD、SS、T-N、NH ₄ -N、PO ₄ -P	1 回/月	1 回/月
農業集落排水汚泥	pH、BOD、COD、SS、T-N、NH ₄ -N、PO ₄ -P	1 回/2 月	1 回/2 月
処理工程別水質	提案によるが、各工程の処理機能が確認できる項目とすること。	1 回/月	1 回/月
放流水	pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、NH ₄ -N、NO ₃ -N、NO ₂ -N、油分、色度、Cl ⁻ 、大腸菌群数	1 回/月	1 回/月
	一律排水基準該当項目	2 回/年	2 回/年
悪臭	1.3.1.3 (3) 悪臭基準を満たしているか確認できる項目	1 回/年	1 回/年
排ガス	ダスト、Sox、Nox、HCl、水銀	2 回/年	2 回/年
	ダイオキシン類	1 回/年	1 回/年
脱水汚泥	含水率	1 回/月	1 回/月
乾燥汚泥	含水率	1 回/月	1 回/月
焼却灰	熱灼減量	1 回/月	1 回/月
	ダイオキシン類	1 回/年	1 回/年
作業環境測定	粉塵	2 回/年	2 回/年
	ダイオキシン類	1 回/年	1 回/年
騒音・振動	騒音 (4 か所：朝昼夕夜)	1 回/年	1 回/年
	振動 (4 か所：昼夜)	1 回/年	1 回/年

- (3) 運転管理上必要な測定は、対象・項目・頻度を運転管理業務計画に示した上で、自主測定等により別途実施すること。

第4章 施設保全業務

4.1.1 施設保全

運営事業者は、以下に示す要件、公害防止基準及び関係法令等を遵守し、事業実施計画等に基づき、運営事業者の責任と費用負担により適切な施設設備の保全を行うこと。

4.1.2 備品・什器・物品・用役の調達計画及び管理

運営事業者は、本施設の年間運転計画、月間運転計画に基づき、経済性を考慮した本施設の備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、提出すること。

また、常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

4.1.3 備品・什器・物品・用役の事業期間終了後の取扱い

運営に必要な備品・什器・物品のうち、運営事業者が新たに購入したものは、原則として運営事業者に帰属するものとするが、その取り扱いについては事業期間終了時に組合と協議する。また、予備品、消耗品については、組合が事業期間開始時に、組合の所有するものを受託者に引き渡すため、運営事業者は、事業期間終了時には、施設の運転に必要な用役を補充し、事業期間開始時に組合から引渡しを受けた数量程度の予備品、消耗品を組合に引き渡すこと。

4.1.4 施設の基本性能の維持

運営事業者は、本施設の設備・機器等を適切に管理し、本施設の基本性能を事業期間にわたり維持すること。ただし、設備を改造した場合は、第三者機関により確認された性能を維持するものとする。

4.1.5 施設の点検管理

運営事業者は、本施設の点検作業等を行うこと。日常点検により損傷を発見した場合には速やかに補修を行うこと。なお、点検項目（参考）は表12のとおりである。

表12 点検項目（参考）

No	項目	点検内容	作業内容	備考
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の保全を行う	点検・補修・清掃作業	
		樹木・植栽等の保全及び駐車場及びトイレの点検、修理及び更新を行い、常に良好な環境を保つ。	点検・補修・剪定、刈込、除草、追肥、殺虫剤散布等	
		必要な箇所の除雪を行い、安全を確保する。	点検・除雪作業	
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検（週例、月例、3ヶ月点検）を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導を併せて実施	

4.1.6 点検・検査計画

（1）運営事業者は、点検および検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施

できるように点検・検査計画を策定すること。

(2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成すること。

(3) 点検・検査計画書は組合に提出し、その承諾を得ること。なお、主な法定点検項目は表 13 のとおりである。

表 13 法定点検項目（参考）

No.	項 目	法令・通知等	期間
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3 年毎
2	計量機	計量法 定期検査	2 年毎
3	受配電設備 低圧電気設備	電気事業法 保安規定	1 年毎
4	消防用設備	消防法 点検 同法施行規則	6 月毎
5	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	定期
6	エレベータ	建築基準法 同法施行令 同法施行規則 定期検査 定期自主検査	1 年毎 1 月毎・常時監視
7	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	・排ガス 1 検体×1 炉 1 年毎
8	ばい煙 硫黄酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物 水銀	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則 大気汚染防止法	年 2 回以上
9	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

4.1.7 点検・検査の実施と報告

(1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。

(2) 運営事業者は、定期的な機能検査を毎年 1 回以上、精密機能検査を 3 年に 1 回以上、予め組合と協議した内容で、組合が認める第三者機関により実施すること。また、法定点検等を定期的に実施すること。

(3) 日常点検で異常が発生された場合や故障が発生した場合には、運営事業者は臨時点検を実施すること。

(4) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

(5) 点検・検査結果報告書を作成し組合に提出すること。

4.1.8 水槽清掃

- (1) 運営事業者は本施設の水槽清掃を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように水槽清掃計画を策定すること。
- (2) 水槽清掃計画については、水槽清掃計画を組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 水槽清掃に係る記録は適切に管理し、組合との協議による年数保管すること。
- (4) 水槽清掃時には、水槽内の点検確認を行うこと。
- (5) 運営事業者は、水槽清掃計画に変更が生じた場合、組合と協議の上、計画を変更し承諾を得ること。
- (6) 運営事業者は、水槽清掃結果報告書を作成し組合に提出すること。

4.1.9 補修計画の作成

- (1) 運営事業者は、事業期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した補修計画について、組合の承諾を得ること。なお、補修計画策定に当たっては、季節変動（し尿等搬入量、外気温、等）を十分考慮すること。
- (2) 運営事業者は、事業期間を通じた補修計画を点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。また、更新した補修計画について、組合の承諾を得ること。なお、組合は令和 13 年度から令和 14 年度（委託 9 年目から 10 年目）にかけて、本施設において基幹的設備改良工事を実施する予定としている。そのため当該年度における本施設の機器補修はその工事において実施することから、令和 12 年度に更新する補修計画は、その旨留意した計画とすること。
- (3) 運営事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した各年度の補修計画は組合の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整である。

4.1.10 補修の実施

- (1) 運営事業者は、点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。なお、前項に記載のとおり、令和 13 年度から令和 14 年度（委託 9 年目から 10 年目）の補修は、基幹的設備改良工事において実施する予定としているため、本事業の所掌には含まないこととする。
- (2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。
- (4) 運営事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。なお、補修の概要（参考）を表 14 に示す。
 - ① 点検・検査結果に基づいた設備の基本性能を維持するための部分取替、調整、設備の設置
 - ② 設備が故障した場合の修理、調整、設備の設置

③ 再発防止のための修理、調整、設備の設置

- (5) 施設の設計、施工に起因する故障のように運営事業者の責に帰さないもの、あるいは不可抗力による損傷等のように組合及び運営事業者双方の責によらないものについては、臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告・提出すること。

表 1 4 補修の概要（参考）

作業区分			概要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備 (オーバーホール、 中間点検の補修)	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。)	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理 (補修)	整備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全 (突発修理)	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全 (事後修理)	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

4.1.1.1 施設の保全

運営事業者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。見学者等の第三者が立ち入る箇所については、特に点検、修理、交換等を適切に行うこと。

また、運営事業者は、本施設内の植栽管理、駐車場の照明等の点検や修理交換等、冬季における除雪、融雪・消雪設備等の点検、修理等の保全を適切に行うこと。なお、災害レベルの大雪時における除雪費用の負担については、協議により組合が負担する。

なお、北部し尿処理センターの施設保全業務については、別図に示すとおり北部ごみ処理センターの担当範囲に係る保全業務は除くものとする。

4.1.1.2 更新計画の作成

(1) 運営事業者は、事業期間内における施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した事業期間にわたる更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について、組合の承諾を得ること。なお、データロガー装置及び動力制御盤のシーケンサー・インバーターについては、適切な補修を行いつつ故障時には速やかに復元する事後保全での対応とするため、更新計画からは除外することとする。

(2) 運営事業者は、事業期間中に組合が求める場合は、最新の更新計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、前述のとおり、組合は令和 13 年度から令和 14 年度（委託 9 年目から 10 年目）にかけて、本施設において基幹的設備改良工事を実施する予

定としている。そのため当該年度における本施設の機器更新はその工事において実施することから、令和 11 年度（委託 7 年目）終了時までに、その時点までの運営維持管理実績を考慮した更新計画を提出すること。

- (3) 運営事業者が計画すべき更新計画の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための機器更新である。

4.1.1.3 更新工事の実施

- (1) 運営事業者は、更新計画に基づき更新工事の対象となる機器の耐久度・消耗状況により、効率的な機器の更新を行うこと。但し、法令改正、不可抗力によるものは運営事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- (2) 更新工事に際しては、更新工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の更新に係る記録は、適切に管理・保管すること。
- (4) 運営事業者が行うべき更新工事の範囲は、更新計画に記載された設備の基本性能を維持するための機器更新である。

4.1.1.4 改良保全

運営事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し組合と協議すること。

4.1.1.5 清掃

運営事業者は、本施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等の第三者が立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

- (1) 運営事業者は、美観を損なわないよう、本施設内のすべての設備の清掃を定期的に行なうこと。
- (2) 運営事業者は、浄化槽の清掃、管理について、専門業者などを活用し適切に行うこと。
- (3) 運営事業者は、清掃に関する要領書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、清掃対象として、別図に示す共用部である廊下及び窓等についても清掃を実施すること。

4.1.1.6 建築物の機能維持と点検管理

- (1) 運営事業者は、本施設建築物及び建築設備の機能を事業期間にわたり維持すること。
- (2) 運営事業者は、本施設建築物及び建築設備の管理として点検作業等を行うこと。
- (3) 運営事業者は、本施設建築物の美観が損なわれることのないよう常に良好な状態を維持すること。

4.1.1.7 付帯設備の機能維持と点検管理

- (1) 運営事業者は、本施設内にある樹木・植栽、駐車場、外構などの付帯設備（以下「付帯設備」という。）について、その機能を事業期間にわたり維持すること。

- (2) 運営事業者は、付帯設備の管理として点検作業等を行うこと。
- (3) 運営事業者は、付帯設備の美観が損なわれることのないよう常に良好な状態を維持すること。

4.1.18 施設見学者等への対応

運営事業者は、本施設の見学を希望する個人及び団体の予約受付及び見学者への説明等を行うこと。ただし、当日受付は行わない。なお、組合が対応する行政視察者を除く。

4.1.19 窓口対応

運営事業者は、本施設に対して電話照会、来客等があった場合には、適切な対応を行うこと。また、組合が要請する時は組合とともに本施設の運営状況の説明を行い、理解、協力を得るよう努めること。なお、住民等による意見等があった場合は、組合との協議の上、適切に対応し、その結果を組合に提出・報告すること。

4.1.20 帳票類の管理及び記録の保存

(1) 帳票類の管理

運営事業者は、本施設の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用すること。なお、組合より報告・提出を求められた場合は速やかに提出すること。帳票類の種類（参考）を表 15 に示す。

表 15 帳票類の種類（参考）

No.	名 称	No.	名 称
1	職員配置表	8	定期整備報告書
2	勤務体制編成表	9	設備（機器）台帳
3	運転日報・月報・年報	10	検査台帳
4	機器運転・作業日誌	11	給油台帳
5	受電変電設備日誌	12	備品・予備品台帳
6	試験検査日誌	13	その他必要な書類
7	施設保全状況報告		

(2) 補修履歴等の記録

運営事業者は、本施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を管理するための既存のソフトウェアを使用し、施設機能等の確認を行うこと。

(3) 記録の保存

運営事業者は、(1)(2)で管理や記録した帳票類及び補修履歴等について、事業期間中、保存すること。

4.1.21 各種調査票の作成協力

運営事業者は、本施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、組合の指示に基づき対応すること。

4.1.22 地域振興

運営事業者は、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮を行うこと。また、環境学習、環境保全に関する情報提供など周辺住民への配慮を行うこと。

4.1.2.3 その他

組合職員は、本事業の円滑な事業実施の確認と組合事務を行う。

運営事業者は、会議室等の一部を組合が行う事務に支障のない範囲で使用するができる。

当該施設において費消される電気、水、その他消耗品等に係る経費は委託料に含まれるものとし、別途支払は行わない。

なお、当該事項に係る詳細は、運営事業者と別途協議して決定する。

4.1.2.4 公害防止監視装置の管理

運営事業者は、公害防止監視装置の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行うこと。

4.1.2.5 ダイオキシン類ばく露防止対策

(1) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行うこと。

4.1.2.6 見学者ホール・通路の案内展示設備

運営事業者は、見学者ホール・通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持すること。

第5章 環境管理業務

5.1.1 環境保全基準

- (1) 運営事業者は、本施設の公害防止基準、関係法令等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 運営事業者は、運営に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 運営事業者は、法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議すること。

5.1.2 環境保全計画

- (1) 運営事業者は、事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 運営事業者は、環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。

第6章 資源物管理業務

6.1.1 資源物の管理

運営事業者は、本施設で発生した資源物である回収リンを適切に保管するとともに、回収量等についての電子データを記録・保存すること。なお、回収リンの搬出については組合が実施する。

第7章 情報管理業務

7.1.1 運転記録報告

運営事業者は、本施設のし尿等の搬入量、資源物回収量、薬品・燃料等搬入量、放流量、各施設機器の運転データ、電気・上水・井水等の用役データ等を記載した、運転日誌、日報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.2 点検・検査報告

運営事業者は、本施設の点検・検査計画および点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.3 補修・更新報告

運営事業者は、本施設の補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.4 環境管理報告

運営事業者は、環境保全計画に基づき測定した本施設の環境保全の遵守状況を記載した環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.5 作業環境管理報告

運営事業者は、作業環境管理計画に基づき測定した本施設の作業環境保全の遵守状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.6 資源物管理報告

運営事業者は、資源物の種類毎に、搬出先・搬出量等を記載した資源物管理報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.7 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議の上、決定すること。

7.1.8 その他管理記録報告

運営事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が要求するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。

第8章 安全管理業務

第1節 安全衛生管理・作業環境管理

8.1.1 安全衛生管理

- (1) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (3) 運営事業者は、安全作業マニュアルを施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

8.1.2 作業環境管理基準

- (1) 運営事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 運営事業者は、ダイオキシン類のばく露防止措置を行い、炉室内及び関係諸室については、第一管理区域（ $2.5\mu\text{g-TEQ}/\text{m}^3$ 以下）とすること。
- (3) 運営事業者は、管理運営に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (4) 運営事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出すること。
- (5) 運営事業者は、法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

8.1.3 作業環境管理計画

- (1) 運営事業者は、事業期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 運営事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (6) 運営事業者は、日常点検、定期点検整備等により、労働安全衛生上、本施設を改善する必要がある場合は、組合と協議のうえ実施すること。
- (7) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。
- (8) 運営事業者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。

- (9) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練実施後は報告書を提出すること。
- (10) 運営事業者は、本施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第2節 防災管理

運営事業者は、本施設の防災管理体制を整備するとともに、事業期間を通じた防災管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。

第3節 施設保安全管理

運営事業者は、本施設の保安体制を整備するとともに、事業期間を通じた施設保安計画を作成し、組合の承諾を得ること。

第9章 人事管理業務

9.1.1 従業員に対する教育訓練

(1) 運転教育計画の作成

運営事業者は、組合と協議の上、運転教育計画を作成し提出すること。また、運営事業者は、作成した運転教育計画をもとに、組合及び現在の運営事業者より本施設の運転管理等の引継ぎを受けること。

(2) 運転要員の確保

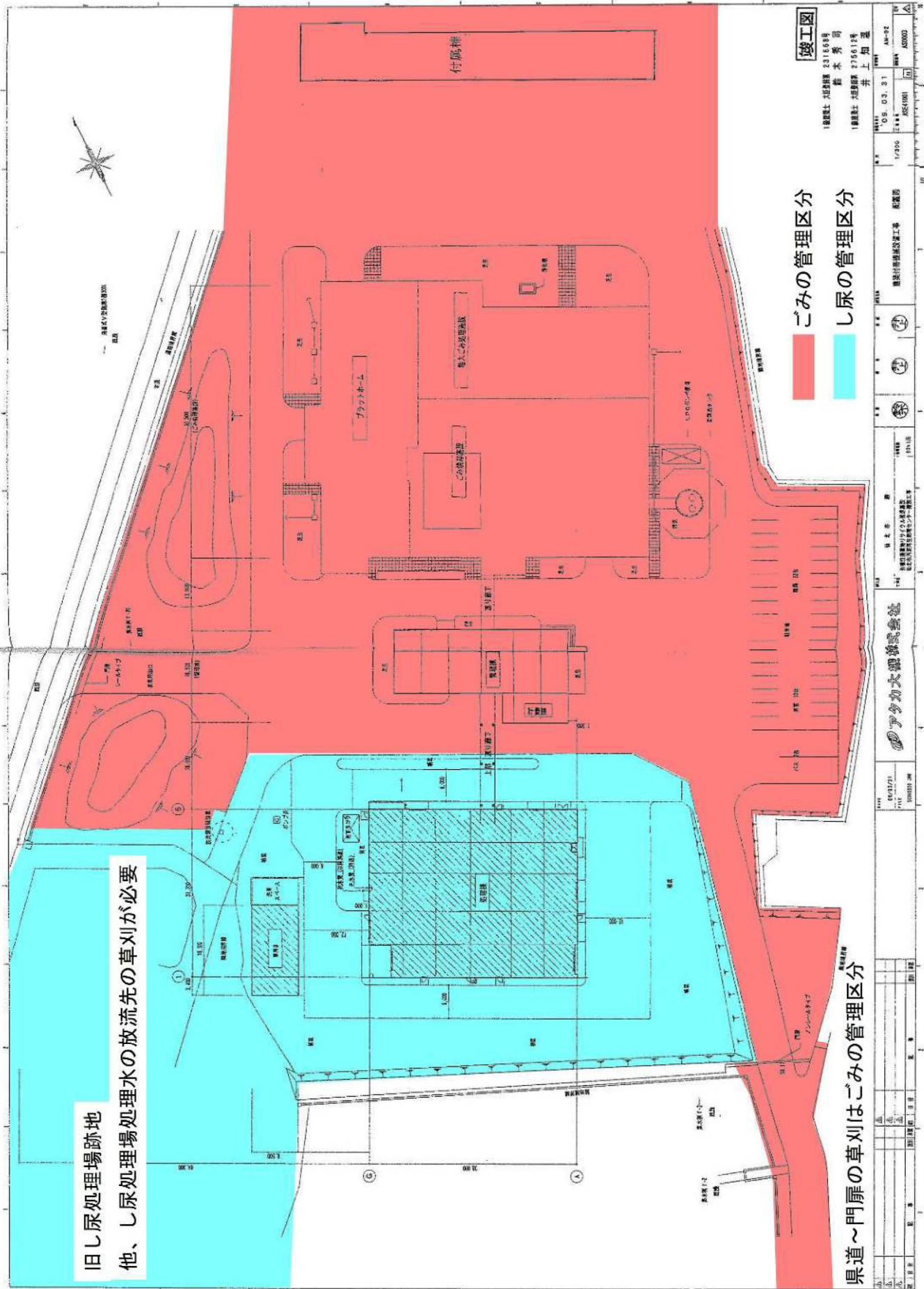
事業準備期間に係る運転教育を受ける要員については、予め運営事業者が確保すること。

別表 1

経費項目による業務分担（予定）

経費項目				負担区分		
				組合	ごみ	し尿
A. 北部ごみ処理センター及び北部し尿処理センター	A-1. 共通	1. 計量事務費用	1) 人件費		●	
			2) 点検費用		●	
		2. 管理棟費用	1) 夜警		●	
			2) 清掃委託費		●	
			3) 暖房用燃料費(灯油)		●	
		3. その他費用	1) 清掃委託費(W掛+窓拭き)		●	●
			2) 外構植栽維持管理費		●	●
			3)-1 除雪作業費(重機作業)	※	●	●
			3)-2 融雪設備管理		●	●
			4) 消防設備点検		●	●
			5) 浄化槽管理		●	
	A-2. 北部ごみ処理センター	1. 燃料費	1) A重油(ごみ処理)		●	
			2) 軽油(重機)		●	
			3) 灯油(小動物焼却)		●	
			4) ガス(ごみ処理/バーナー種火)		●	
		2. 電気料金	1) 電気(ごみ処理/基本)		●	
			2) 電気(ごみ処理/使用)		●	
		3. 消耗品費	1) 消耗品(コピー用紙等)		●	
		4. 運転管理及び機械設備保守整備業務委託	1) 運転管理(運転管理)		●	
			2) 運転管理(薬品類)		●	
			3) 運転管理(法令検査)		●	
			4) 保守整備(消耗部品)		●	
			5) 保守整備(保守整備)		●	
		5. 機器修繕工事費	1) 機器修繕工事費		●	
		6. その他費用	1) SPC運営費など		●	
	A-3. 北部し尿処理センター	1. 燃料費	A重油(し尿処理)			●
		2. 電気料金	1) 電気(し尿処理/基本)			●
			2) 電気(し尿処理/使用)			●
		3. その他消耗品費	1) 消耗品(リン保管用フレコン)			●
		4. 運転・維持管理業務委託	1) 運転管理			●
			2) 環境対策測定検査			●
			3) 水処理設備使用薬品等			●
			4) 建築付帯保守点検			●
			5) 機械設備保守整備			●
			6) 槽清掃等及び処分費			●
		5. 機器修繕工事費	1) 機器修繕工事費			●
		6. その他費用	1) SPC運営費など			●

※災害レベルの大雪時における除雪作業費は、協議のうえ組合が負担。



添付 計画し尿処理量

		仙北市一般廃棄物処理基本計画(R2.3)における予測値						年間日数	計画処理量
		計画平均処理量							
		汲取し尿	浄化槽		計	農・林集排	合計		
			単独処理	合併処理					
単位		kL/日	kL/日	kL/日	kL/日	kL/日	kL/日	日/年	kL/年
2023年度	令和5年度	16.3	0.8	17.2	18.0	2.3	36.6	366	13,396
2024年度	令和6年度	15.4	0.8	17.4	18.2	2.3	35.9	365	13,104
2025年度	令和7年度	14.6	0.8	17.6	18.4	2.3	35.3	365	12,885
2026年度	令和8年度	13.7	0.8	17.9	18.7	2.3	34.7	365	12,666
2027年度	令和9年度	12.9	0.8	18.1	18.9	2.3	34.1	366	12,481
2028年度	令和10年度	12.1	0.8	18.4	19.2	2.2	33.5	365	12,228
2029年度	令和11年度	11.3	0.8	18.7	19.5	2.2	33.0	365	12,045
2030年度	令和12年度	10.5	0.8	19.0	19.8	2.2	32.5	365	11,863
2031年度	令和13年度	9.7	0.8	19.4	20.2	2.1	32.0	366	11,712
2032年度	令和14年度	8.9	0.8	19.7	20.5	2.1	31.5	365	11,498